

議案第 13 号

名張市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について(具申)

名張市立幼稚園条例（昭和45年条例第41号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4年11月 2日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

1. 廃止理由

利用児童数の減少、ニーズの多様化等を踏まえ、効率的な施設の配置、就学前教育環境の確保及び民間事業者の能力を活用した施設の運営を図ることを目的として、公立幼稚園としての供用を廃止するため、条例を廃止するものである。

2. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市立幼稚園条例を廃止する条例

名張市立幼稚園条例（昭和45年条例第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校薬剤師の項中「・幼稚園」及び「（園）」を削り、同表幼稚園医の項及び幼稚園歯科医の項を削る。

名張市立幼稚園条例を廃止する条例新旧対照表

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（附則第2項関係）

改正案			現行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員～学校歯科医	(略)	(略)	教育委員会委員～学校歯科医	(略)	(略)
学校薬剤師	小学校	187,000円	小学校・幼稚園	187,000円	別表第3
	中学校			177,000円	
	2校以上を兼務する場合は、小学校1校を加えるごとに30,000円を、中学校1校を加えるごとに20,000円を加算する。	別表第3	学校薬剤師	2校(園)以上を兼務する場合は、小学校・幼稚園1校(園)を加えるごとに30,000円を、中学校1校を加えるごとに20,000円を加算する。	別表第3
			幼稚園医	224,000円～318,500円	別表第3
			幼稚園歯科医	224,000円～318,500円	別表第3
社会教育委員～その他非常勤の委員等	(略)	(略)	社会教育委員～その他非常勤の委員等	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		